

**「南相馬市地域防災計画(原子力災害対策編)(素案)」及び「南相馬市原子力災害避難計画(素案)」
パブリックコメントの実施結果について**

資料 1

1 概要

市では、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」、「原子力災害対策指針」及び県の「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」、さらには、市で実施した「市民アンケート調査」や「市職員調査」などによる意見等を踏まえ、震災当時の状況や災害対応の問題点等の検証を行い、その結果明らかとなった課題等を踏まえた対応策等に基づいて作成した「南相馬市地域防災計画（原子力災害対策編）（素案）」及び「南相馬市原子力災害避難計画（素案）」をとりまとめ、市民の皆様からの意見を募集しました。

その結果、5名（意見総数59件）のご意見をいただきましたので、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

- 意見の募集期間：平成25年11月7日（木）から平成25年11月26日（火）
- 意見の提出方法：持参、電子メール、郵送、ファクシミリ
- 募集の周知方法：広報みなみそうま、市ホームページ、生涯学習センター・市民情報交流センター・区役所の窓口など主要公共施設、担当する所管課などでの縦覧

3 意見提出数・意見数

- 意見提出者：5名（電子メール1名、郵送2名、ファクシミリ1名、使送1名）
- 提出意見等：59件

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、素案の趣旨に沿った意見や、今後の施策推進の中で検討する意見のほか、意見内容を反映することで計画の内容をより充実させることのできる意見があったことから、一部の意見を反映し、計画素案を修正します。

- 意見の分類と意見に対する市の考え方の区分（意見数）

お寄せいただいたご意見は、7つ（Ⅰ～Ⅶ）に分類し、下記のとおりとりまとめました。

意見の分類	市の考え方				
	A	B	C	D	計
Ⅰ. 避難訓練の方法について	0	0	3	1	4
Ⅱ. 情報の収集・伝達と広報について	1	2	2	6	11
Ⅲ. 避難基準と避難のあり方について	2	13	1	7	23
Ⅳ. 避難所等のあり方について	1	3	1	0	5
Ⅴ. 物資の調達・供給について	0	3	0	0	3
Ⅵ. 医療・健康管理について	1	3	1	2	7
Ⅶ. その他	0	1	0	5	6
計	5	25	8	21	59

【意見に対する市の考え方の区分】

- A：ご意見の趣旨を踏まえ、新たに計画(案)に反映したもの
- B：素案の趣旨に沿ったご意見であり、すでに素案等に反映されているもの
- C：今後の参考とさせていただくご意見
- D：素案や市の施策に対する質問・要望等であり、素案や市の施策の説明・確認等を行うもの

5 主な意見と意見に対する考え方

別添「南相馬市地域防災計画（原子力災害対策編）（素案）」及び「南相馬市原子力災害避難計画（素案）」に係るパブリックコメント手続きにおいて提出された意見に対する市の考え方」のとおり。

6 問い合わせ先

南相馬市 復興企画部 危機管理課 電話 0244-24-5232 FAX 0244-23-2511 E-mail: kikikanri@city.minamisoma.lg.jp

**南相馬市地域防災計画(原子力災害対策編)(素案)及び南相馬市原子力災害避難計画(素案)に係る
パブリックコメント手続きにおいて提出された意見に対する市の考え方**

I. 避難訓練の方法について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
地域防災計画（原子力災害対策編）					
01	P40 P41	[原子力災害対策編] 第2章 第14節 第1 訓練計画の実施 [原子力災害対策編] 第2章 第14節 第3 実践的な訓練の実施と 事後評価	[原子力災害対策編] 今発生しても、この計画で本当に動けるかのシュミレーション？ ○11月19日の原町区地域協議会でも他委員から発言がありました。どうでしょう本当にこの防災計画書と避難計画書であらゆる場面を想定し、洗い出して、市民有志と行政で大々的にやろうではありませんか。 なんならば、私が馬鹿になって市長、市議会、団体、企業、市民などなどに当る先鋒者となってもよいです。このことがきっと、南相馬市の将来に生きるはずです。	・防災訓練については、国・県・原子力事業者とともに、市民の皆様にも参加いただき、実践的な訓練を実施します。 なお、訓練終了後には、専門家による訓練の評価により改善点を明らかにし、原子力防災体制の改善に取り組むこととしていますが、市民参加による評価方法についても検討してまいります。	C
02	P41	[原子力災害対策編] 第2章 第14節 第3 実践的な訓練の実施と 事後評価	[原子力災害対策編] ○第2章 第14節 防災訓練等の実施 「市は毎年実践的訓練を実施する」「住民参加の第三者委員会による避難訓練毎に検証する」を書き加える	・防災訓練については、国・県・原子力事業者とともに、市民の皆様にも参加いただき、実践的な訓練を実施します。 なお、訓練終了後には、専門家による訓練の評価により改善点を明らかにし、原子力防災体制の改善に取り組むこととしていますが、住民参加の第三者委員会による評価方法についても検討してまいります。	C
03	P41	[原子力災害対策編] 第2章 第14節 第3 実践的な訓練の実施と 事後評価	[原子力災害対策編] 抜本的な避難訓練をやっていなかった。 ○こんなことを今更言うと、今までやってこられた方に怒られるかも知れませんが、今後は下記に記載したとおり、ある程度義務化の必要があります。できない方の区分け（身体不自由者、義務不履行者、その他）によって、それなりの義務不履行の対処も必要ではないでしょうか。	・防災訓練の参加に係る義務化等については、まずは、防災訓練の実施にあたって、多くの市民の皆様にご参加いただけるよう、訓練の実施計画の企画立案段階から市民の意見を取り入れるなど、地域の実情を踏まえた実践的な防災訓練を定期的実施することなどが大切であると考えています。	D

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
04	P41	[原子力災害対策編] 第2章 第14節 第3 実践的な訓練の実施と 事後評価	[原子力災害対策編] 抜本的な避難訓練をやっていなかった。 ○毎年3月11日のある週の日曜日（勤め人も参加できる）に決めて、「原子力災害対策避難訓練の日」とし、全市民一斉参加の大会とする。年度ごとに特に重点事項を決めて、訓練の内容の充実を図る。ちなみに、秋の台風シーズンのために、9月初めの日曜日に「自然災害対策避難訓練の日」とし、全市民一斉参加の大会とする。	・訓練の実施日及び名称については、ご意見として受け賜ります。	C

II. 情報の収集・伝達と広報について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
地域防災計画（原子力災害対策編）					
05	P18	[原子力災害対策編] 第2章 第5節 第3 通信手段・経路の多様化	○押釜地区は、防災無線、広報とも聞こえない。（直接的に聞こえないのか、反響して聞こえないのかは不明）。このような地域はほかにもあると思われる。	・市防災無線については、ご要望として受け賜ります。	D
06	P18	[原子力災害対策編] 第2章 第5節 第3 通信手段・経路の多様化	○広報車のアナウンスは男声だと聞きづらいため女性が望ましい。	・広報車の女性のアナウンスについては、ご意見として受け賜ります。	C
07	P32	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備	[原子力災害対策編] ○情報提供 聴覚障がい者、耳の遠い高齢者、状況を理解できない知的、精神障がい者等への配慮はどのように考えているのか。	・災害時要援護者への災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、民生委員等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に対する情報伝達体制を整備してまいります。	B
08	P37	[原子力災害対策編] 第2章 第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	○広報車の運行台数は？	・広報車の運行台数については、現在調整中です。	D
09	P74	[原子力災害対策編] 第3章 第9節 第2 住民等からの問い合わせに対する対応	[原子力災害対策編] ○第3章 第9節 住民等への的確な情報伝達活動 「一時集合場所での相談窓口へ自家用車による避難窓口の設置をはかる」を書き加える	・一時集合場所への相談窓口の設置については、設置も含め、整備を検討してまいります。	C

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
10	P42	[原子力災害対策編] 第3章 第2節 情報の収集・連絡、 緊急連絡体制及び通信の確保	[原子力災害対策編] いざ発生したときに国の発表が遅かったり、信用出来ない。 ○明かなる不適切な施策や発表は、法律による刑事罰則制とする。	・法律による刑事罰則制については、ご要望として、国に伝達いたします。	D
11	P4	[原子力災害避難計画] 第2章 第2節 1. 情報収集と連絡体制	[原子力災害対策編] いざ発生したときに国の発表が遅かったり、信用出来ない。 ○遅くなったり間違った情報に惑わされないために、避難経路の要所々に、モニタリングポストの設置(原発から100km範囲全て：南相馬市の計画書のみでなく、全国原発がある地域すべてです。もちろん廃炉決定の第一原発や、放射能物質取扱施設も含む)を国に義務付けさせ、誰でもそれを見て避難場所を決めることができる。そうすれば、仮に原発関連施設の周辺に行っても安心できる。	・情報の収集については、原子力事業者・国・県等と連携し、原子力施設において事故の恐れのある早い段階から、確実な情報を収集するための体制を整備してまいります。	B
12				・モニタリングポストの設置については、ご要望も踏まえ、国・県に対して伝達いたします。	D
13	P9	[原子力災害避難計画] 第2章 第4節 1. 伝達・広報の手段	[原子力災害避難計画] ○避難の際の行動や注意点について、チラシ等作成して各世帯に配布し、周知してもらいたいと思います。	・本計画を策定した後、避難の際の行動や注意点を示した市民防災マニュアル(防災手帳)を作成し、各世帯に配布することから、本文にその旨を本文に追記します。	A
14	P9	[原子力災害避難計画] 第2章 第4節 2. 伝達・広報の手段	[原子力災害避難計画] ○防災無線は防災に関する情報のみ流してほしい。チャイムが鳴ると一瞬緊張するので市民説明会等については他の情報手段でお願いします。	・ご要望として、受け賜ります。	D
15	P10	[原子力災害避難計画] 第2章 第4節 2. 伝達広報の経路 (情報配信連絡系統図)	[原子力災害避難計画] ○市公式 SNS とはツイッター、フェイスブックと理解してよいか。	・市の公式 SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) は、Twitter (ツイッター) と Facebook (フェイスブック) になります。	D

Ⅲ. 避難基準と避難のあり方について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
地域防災計画（原子力災害対策編）					
16	P2	[原子力災害対策編] 第1章 第3節 計画の周知	[原子力災害対策編] ○明らかに小高区と鹿島区の違いはありますし、原町区内においても、ホットスポットに当たった地域は大変です。その差はあってしかるべきです。それにも難癖をつける場合は、市民内で民主主義の精神で当ることです。	・ご要望として、受け賜ります。	D
17	P4	[原子力災害対策編] 第1章 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	[原子力災害対策編] ○今回は国として、コンパスで引いた各範囲ラインであったが、当座としてはそうなくても仕方がない。しかし、いざ防災計画を施行する南相馬市の場合は、全域同レベルとすべきである。そうしないといろいろな感情のもつれあいから、旨くいかなくなることは今回の災害で如実に現れたのではないのでしょうか。今回の場合、市民は如何にすればよいか学んだはずです。	・本市では、福島第一原子力発電所事故の際に、市全域にわたって避難を余儀なくされたことを踏まえて、対象範囲を「市全域」として策定しております。	B
18	P6 P30	[原子力災害対策編] 第1章 第7節 第1 原子力施設の状態に応じた 防護措置の準備実施 [原子力災害対策編] 第2章 第7節 第2 避難所の整備	[原子力災害対策編] ○第1章 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 「被ばくの低減を図る防護措置として、子供と妊婦のため遮へい効果や建物の気密性が比較的高いコンクリート建屋を公共施設として建設し屋内避難の指定場所として確保しておくものとする」を書き加える	・コンクリート屋内退避の考え方については、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとします。	B
19	P30 P32	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第2 避難所等の整備 [原子力災害対策編]P32 第2章 第7節 第4 病院等医療機関、社会福祉施設 における避難計画の作成	[原子力災害対策編] ○多くの市民が避難を余儀なくされた場合、支援者も避難してしまうため外からの応援を受けなければならない。しかし、単なるボランティアも入ってこれない状況では、災害時医療支援者と同様に介護、福祉の災害時福祉支援者を組織している団体との連携が必要となる。	・早期避難困難者の防護対策として、県と連携し、避難所として活用可能な施設に気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも想定しています。 また、病院等の医療機関や社会福祉施設においては、県及び市と連携し、避難所・避難経路・誘導方法・移送に必要な資機材の確保等に配慮した避難計画を作成することとしています。	B

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
20	P30	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第2 避難所等の整備	[原子力災害対策編] 避難道路が渋滞した。 ○逃げ切れない（身体不自由者、時間的に遅れた方など）方 のために、被ばくに耐えられるシェルターを、2km 以内 にある程度の大きさが必要数を設置しておく。	・早期避難困難者の防護対策として、県と連携し、避難所として活用可能な施設に気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも想定しています。 また、病院等の医療機関や社会福祉施設においては、県及び市と連携し、避難所・避難経路・誘導方法・移送に必要な資機材の確保等に配慮した避難計画を作成することとしています。	B
				・原子力発電所から 2km 以内のシェルターの設置につきましては、ご要望として国・県に伝達いたします。	
21	P32	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第3 災害時要援護者等の 避難誘導・移送体制等の整備	[原子力災害対策編] 災害時要援護者について ○2013年6月成立「災害対策基本法改正」において災害時要援護者名簿は避難行動要支援者名簿に名称が変わっている。[原子力災害対策編]第7節第3(3)の名簿作成に努めるものとするは、改正では作成義務化されている。 *現在南相馬市で所持している災害時要援護者名簿は要援護者対象が狭義での要援護者となっており、今回の災害では残念ながら有効ではなかった。(全国同様)。名簿作成は更新および支援計画が今後必要であり、新しい避難行動要支援者名簿作成時には様々な課題を踏まえた、実際に役立つ名簿作成が必要である。	・本計画は、国の「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（市町村分）」（平成25年7月一部改訂）を基に作成しており、当該マニュアルでは、避難行動要支援者名簿という上記法改正を踏まえた表記がされておりましたが、ご意見のとおり、避難行動要支援者名簿という表記に改めます。 なお、当市では現在見直し中である、震災前に作成をしていた災害時要援護者名簿については、上記法改正を踏まえた内容に基づき、見直し作業を行っています。	A
23	P32 P29	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第3 災害時要援護者等の 避難誘導・移送体制等の整備 [原子力災害避難計画] 第4章 第2節 災害時要支援者等に対する 避難指示	[原子力災害対策編] ○避難所等整備の中には福祉避難所の整備は含まれていないのか。 福祉避難所の設定が困難な場合は、避難所整備の中で、要援護者に対する配慮をした整備が必要である。例えば体育館収容だけでなく、教室解放とか。	・福祉避難所については、県とも連携をしながら、今後策定する災害時要援護者等避難支援計画にて、福祉避難所指定も含め、具体的な内容について検討してまいります。	B

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
24	P32 P32	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第3 災害時要援護者等の 避難誘導・移送体制等の整備 [原子力災害対策編] 第2章 第7節 第4 病院等医療機関、社会福祉施設 における避難計画の作成	[原子力災害対策編] ○住民避難での避難手段では福祉車両の確保は事業所自体が避難してしまったため困難であった。 入院・入所者の広域避難はバス、自衛隊等過酷なものになって、災害関連死につながってしまった。どうすればよい避難方法は分からないが、今の対策ではまた、同じことが起きてしまうように思われる。	・ 平常時より災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報を迅速に伝達できるよう情報伝達体制を整備してまいります。 また、関係者との共有や情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備等の検討を行い、県と連携して、災害時要援護者等避難支援計画及び避難行動要支援者名簿の整備を進めてまいります。 ・ 病院等の医療機関や社会福祉施設においては、避難所・避難経路・誘導方法・移送に必要な資機材の確保等に配慮した避難計画を作成することとしています。	B
25	P33	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第10 避難所・避難方法等の周知 [原子力災害対策編] 第3章 第4節 第4 避難所	○ペットがいる人はバスに乗れないが、バス避難、避難所の受け入れ対策はどのように考えているか。	・ 家庭動物との同行避難についても、避難誘導方法について、日ごろから住民への周知徹底に努めてまいります。 ・ 避難所においては、家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、応急仮設住宅においては、家庭動物の受入れに配慮してまいります。	B
26	P34 P23	[原子力災害対策編] 第2章 第8節 第2 緊急輸送路の確保体制等の整備 [原子力災害避難計画] 第3章 第4節 4. 避難の流れ	[原子力災害対策編] 避難道路が渋滞した。 ○原発はもちろん、廃炉決定の第一原発や、放射能物質取扱施設から100km範囲の全ての道路(極端に言えば農道まで)の幅を、出来れば大型車が行き交いできるものとし、行く先を誰が見ても(初めての方も)分かる看板を多く設置する道路とする。	・ 福島第一原子力施設発電所や放射能物質取扱施設から100km範囲全ての道路の幅を大型車が行き交いできるものとするということについては、ご要望として、国・県に伝達するとともに、市道関係についても、ご要望として受け賜ります。 ・ 市の管理する情報板等の道路関連設備については、緊急時を念頭に置いた整備に努めるとともに、国・県の管理する部分については、ご要望として伝達いたします。	D

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
27	P34	[原子力災害対策編] 第2章 第8節 第2 緊急輸送路の確保体制等 の整備	[原子力災害対策編] 避難道路が渋滞した。 ○陸路のみでなく、海路、空路の確保対策が不可欠だ。 1) 陸路においては、高速道路はもちろんのことあらゆる道路に、大掛かりな原発施設方向に向けての許可なし車の侵入禁止処置。 2) 海路においては、直ちに原町火発および相馬港に避難用船の配置。 3) 空路においては、福島空港や仙台空港との連携配置。或いは以前、中通の農業用道路に飛行機が離着陸できることを聞いたことがあります、あれば利用など。	・ 陸路、海路、空路の確保対策については、ご要望として、国・県に対し伝達いたします。	D
28	P42	[原子力災害対策編] 第3章 第1節 基本方針	[原子力災害対策編] ○第3章 第1節 基本方針 「モニタリングにより空間線量が0.23 マイクロシーベルト/h 以上、年間1 ミリシーベルトを超えると判断された時点で住民等へ市長による避難指示を行う」を書き加える	・ 本計画ではモニタリングによる空間線量が0.23 μ Sv/h：年間1mSv/hに関わらず、放射性物質が放出される前であっても、状況に応じて、市独自の判断による防護措置をとることを基本としています。	B
29	P61	[原子力災害対策編] 第3章 第4節 第1 屋内退避、避難誘導等 の防護活動	[原子力災害対策編] いざ発生したときに国の発表が遅かったり、信用出来ない。 ○そうは言いながらも、いち早く・正しい（パニックになるからなどと言って、隠さない）情報を発信する責任は、国にはあります。	・ ご要望として、国に伝達いたします。	D
30	P61	[原子力災害対策編] 第3章 第4節 第1 屋内退避、避難誘導等 の防護活動	[原子力災害対策編] ○病院等の避難は早急な避難ではなく、状況を確認してからと再考されているが、関係者の避難も同時に進むため、残った少ない人材での現状確保は困難と思われ、対策を検討願いたい。	・ 今回の震災の教訓を踏まえ、病院、介護施設等に在所している等により早期に避難が困難である住民等への防護措置についても実施するものとします。 ・ 病院等の医療機関や社会福祉施設においては、避難所・避難経路・誘導方法・移送に必要な資機材の確保等に配慮した避難計画を作成することとしています。	B

NO	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応 区分
原子力災害避難計画					
31	P16	[原子力災害避難計画] 第3章 第4節 4 避難の流れ	[原子力災害避難計画] 第3章 第4節 4 (2) バスによる避難 ○一時集合場所に、原則、徒歩で集結について 屋内退避以上の事象で外を歩くのは現実的ではありません。 ペットがいる、荷物がある等、一時集合場所まで車で来る人も多いと思われます。 学校が集合場所の場合、校庭の解放、(校門を開ける責任者の選定)が必要。	・屋内退避は、基本的には放射性物質が放出される前の防護措置として考えております。 ・避難における一時集合場所までの移動については原則徒歩によるものとなりますが、場合によっては自家用車による移動も認めるものと考えています。 ・一時集合場所となる学校については、校庭を開放いたします。	B
32			自家用車の利用ができない、徒歩も困難で尚、災害時要援護者未達の住民もいると思います。(高齢者世帯等)少数でしょうが各行政区に協力してもらったり、アンケートを実施したりして、そういう人たちを把握しておく事は重要です。 個人情報の絡みや、移転等、難しい問題もあると思いますが検討してほしいです。	・ご意見として、受け賜ります。	C
33	P16	[原子力災害避難計画] 第3章 第4節 4. 避難の流れ	○避難先への自家用車の誘導は。	・自家用車で避難を行う住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、スクリーニングポイントの設置場所、避難所について十分に広報を行ってまいります。	B
34	P24	[原子力災害避難計画] 第3章 第4節 6. スクリーニングの実施体制	[原子力災害避難計画] 第3章 第4節 4 (1) 自家用車による避難 ○スクリーニングポイントについて 自家用車による避難の際、スクリーニングポイントを各自、事前に把握しておくことは混乱を選けるのにも有用と思われます。緊急事態が発生する前にポイントの選定をし、周知しておくべきだと思います。 その際、避難訓練の時のようにジャスマール等、圏内ではなく他の自治体(県外も含め)の協力を仰ぎ圏外に設置すべきではないかと。 また、屋内退避の時点で避難を始める人もいるでしょう。スクリーニングは必ず受けなくてはいけないのか、それとも自由意志と考えてよいのでしょうか。	・スクリーニングポイントについては、原子力災害の状況に応じて、県が避難経路沿い等に設置することになります。 なお、市外へのスクリーニング場の設置については、県とも引き続き調整してまいります。 また、スクリーニングについては、放射性物資の放出前であれば必要ありませんが、放出された場合は、受けて頂くこととなります。	D

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
35	P25 P30	[原子力災害避難計画] 第3章 第4節 7. 避難所の管理運営 [原子力災害対策編] 第2章 第7節 第2 避難所等の整備	[原子力災害避難計画] 第3章第4節7(2)長期にわたる場合の管理運営 ○自宅での被災者対策 発災時から避難所に行けない要援護者が多かったことを踏まえて、自宅を避難所として暮らすことも選択肢の一つであった。(ライフラインが生きていた場合)しかし、食糧、飲料水、生活必需品等がつかない事象も多くなり、自宅避難者支援に食糧等支援も必要と考える。	・早期避難困難者の防護対策として、県と連携し、避難所として活用可能な施設に気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも想定しています。 また、病院等の医療機関や社会福祉施設においては、県及び市と連携し、避難所・避難経路・誘導方法・移送に必要な資機材の確保等に配慮した避難計画を作成することとしています。	B
36	P28	[原子力災害避難計画] 第4章 第1節 体制等の整備	[原子力災害避難計画] ○第4章 第1節 体制等の整備 「行政区毎に自主防災組織の確立をはかる」を書き加える	・自主防災組織の確立については、現在見直し中である地域防災計画(津波災害対策含む)において明記していくこととなります。	B
37	P33	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第7 住民等の避難状況の 確認体制の整備		・自主防災組織との関係については、原子力災害対策編と原子力災害避難計画において、自主防災組織の役割を明記しています。	D
38	P28	[原子力災害避難計画] 第4章 第1節 2 情報の共有化	[原子力災害避難計画] 第4章第1節2 情報の共有化 ○災害対策基本法改正第49条の11 3にある有事の際の本人の同意を得ることを要しないはあえて明記をしないのか。	・ご意見のとおり、有事の際の本人同意が不要な旨を本文に追記します。	A

IV. 避難所等のあり方について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
地域防災計画（原子力災害対策編）					
39	P30	[原子力災害対策編] 第2章 第7節 第2 避難所の整備	○今回の震災では、学校に自動車が長期間置き去りになった。（鍵、所有者不明） 避難所との対策はどのように考えているか。	・今後の参考とさせていただきます。	C
40	P31	[原子力災害対策編] 第2章 第7節第2 避難所等の整備	[原子力災害対策編] ○応急仮設住宅等設備は当初視点にユニバーサルデザインを考慮してほしい。県の方針にもあったはずである。	・県地域防災計画一般災害対策編に基づき、応急仮設住宅へのユニバーサルデザインの視点を本文に追記します。	A
41	P65 P25	[原子力災害対策編] 第3章 第4節 第4 避難所 [原子力災害対策編] 第3章 第9節 第1 住民等への情報伝達活動	[原子力災害対策編] 避難後の経過日数 ○被災当日ですが、私は震災発生年の2月に、当時市の防災対策課の方、消防署の副署長、県の円卓会議推進課の方、市民有志と10名以上で作成した「南相馬市・避難所運営マニュアル」が活かされず、原町第一小学校では散々足るものと聞いております。このようなことを無くすと同時に、各避難所の放射線量は大丈夫なのかの即発表できるようにすることが大切です。	・避難所の運営については、市民アンケートにより皆様からいただきましたご意見を踏まえ、避難所の良好な生活が確保できるよう、運営の見直しを進めてまいります。 ・また、避難所における情報の伝達については、情報提供媒体に配慮するとともに、特に避難所においては、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努めてまいります。	B
42	P78	[原子力災害対策編] 第4章 第7節 被災者等の生活再建等 の支援	[原子力災害対策編] ○被災から3日間、その後から7日間、その後から20日間、その後から2ヶ月間、その後から6ヶ月間、その後から1年間、その後から3年間、その後から一生など、その都度による再検証によって、避難場所や住処のあり方を徹底した議論（安全で、住みやすく、税金を無駄にしないなど）が大切ではないでしょうか。	・発災後の避難所の設置については、安全な場所に避難所を設置することで、何度も避難を行うことがないように努めてまいります。 ・中長期の住処等の対策については、住まいの確保、コミュニティの維持管理、助成措置についての相談窓口の設置等、生活全般にわたってきめ細やかな支援に努めてまいります。	B
43	P65	[原子力災害対策編] 第3章 第4節 第4 避難所	[原子力災害対策編] 避難後の経過日数 ○命が助かっただけでも良しとしなければならないのですが、あちらの避難所は寒くて死にそうだったとか、こちらの食事は20日間おにぎり菓子パンで閉口したとか、余にも差がない避難所生活がしたいものです。私がこんなことを記載するとまずいのですが、体育館などのような生活の限界は1ヶ月間ですね。これを超えると気が狂いそうです。	・避難所の運営については、市民アンケートにより皆様からいただきましたご意見を踏まえ、避難所の良好な生活が確保できるよう、運営の見直しを進めてまいります。	B

V. 物資の調達・供給について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
地域防災計画（原子力災害対策編）					
44	P14	[原子力災害対策編] 第2章 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧への備え	[原子力災害対策編] 避難道路が渋滞した。 ○緊急時用ガソリンなどの備蓄タンク（市民所有車両数により、大体の量を割り出す）を設置し、ガソリンを貯蔵する。	・ 今回の震災の教訓を踏まえ、燃料等の不足についても、平常時から関係機関や民間事業者と協定を締結するなど連携を図ってまいります。	B
45	P14	[原子力災害対策編] 第2章 第4節（1） 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧への備え	[原子力災害対策編] ○3.11被災時に伊達市に避難しましたが、市の方々にとても良くして頂き、足を向けて寝られないほどです。そのとき、お医者さんに今までの薬の服用にしているものを聞かれましたが、私は幸いに持参する余裕がありましたので見せることができ、スムーズな投薬を受けました。 しかし、今回のように緊急避難された方は、そんな余裕はなかったのではないのでしょうか。	・ 今回の震災の教訓を踏まえ、医薬品の供給についても、平常時から関係機関や民間事業者と協定を締結するなど連携を図ってまいります。	B
46	P37	[原子力災害対策編] 第2章 第9節 第6 物資の調達、供給活動	[原子力災害対策編] ○今回南相馬市全域への避難を促した原因の源は、放射性物質飛散の影響よりも、警察の検問のため、人、物資が途絶えたことが大きかったと思われる。素案にはこの影響からの対策はあまり見られない。	・ 今回の震災の教訓を踏まえ、物資の調達については、市に立地している企業（商業施設等）との協定、物資の輸送については、運送事業者等との協定により、備蓄・調達・輸送体制を整備してまいります。	B

VI. 医療・健康管理について

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
地域防災計画（原子力災害対策編）					
47	P11	[原子力災害対策編] 第1章 第8節 防災関係機関の事務又は 業務の大綱	[原子力災害対策編] ○今後、2度とあってはならないが、でも今、燃料棒移動で災害が発生してもおかしくない。信用できない。このような作業も長い期間続くはずです。 直ちに、それなりの医療体制や専門集団の確保を国に要望すると共に、人材を確保するために、放射能被爆関連専門学校の誘致を至急行なうべきです。	・ 原子力に関する研究組織からの専門家の派遣や医療組織との協力体制を構築してまいります。また、原子力施設において事故の恐れのある段階から、国に対し専門家の派遣要請を行う体制も整備してまいります、	B
48	P27	[原子力災害対策編] 第2章 第6節 第12 専門家の派遣要請手続き		・ 放射能被爆関連専門学校の誘致につきましては、ご要望として受け賜ります。	D

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
49	P14	[原子力災害対策編] 第2章 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧への備え	[原子力災害対策編] ○県が主導で進めています健康管理手帳に各医療機関から自動的にインプットでき、どの病院・医院でもアウトプットできるシステム、もちろん個人情報保護は守らなければなりません。	・健康管理手帳のシステム化については、ご要望として、県に伝達いたします。	D
50	P26 P66	[原子力災害避難計画] 第3章 第4節 7. 避難所の管理運営 [原子力災害対策編] 第3章 第4節 第4 避難所	[原子力災害避難計画] 第3章 第4節 7 (3) ⑥ ○健康状態や聴き取り調査は自主防災組織やボランティアでは本来の状況、ニーズを聞き取ることは困難である。専門スタッフの協力が必要とされる。	・原子力災害対策編において、避難所では保健師等による巡回健康相談等を実施することとしていますので、原子力災害避難計画にも本文にその旨を追記します。	A
51	P66	[原子力災害対策編] 第3章 第4節 第4 避難所	[原子力災害対策編] ○避難所での介護等福祉サービスは提供できるので、避難所運営スタッフにケアマネや相談支援者を配置して、応援体制よりも運営強化を図る方が良いと思う。	・避難所での介護等福祉サービスについては、県と連携を図りながら、介護職員の派遣や保健師による巡回健康相談の実施等、心のケアを含めた健康面での対策を行っていきます。	B
52	P72	[原子力災害対策編] 第3章 第8節 第2 医療措置	[原子力災害対策編] ○第3章 第8節 救助・救急、消火及び医療活動 「市長は自ら判断し住民の健康管理のため、放射能被ばく検査として染色体検査を実施する」を書き加える	・今後の参考とさせていただきます。	C
53	P72 P79	[原子力災害対策編] 第3章 第8節 第2 医療措置 [原子力災害対策編] 第4章 第10節 心身の健康相談体制の整備	[原子力災害対策編] ○健康管理手帳に当然のことながら、現在までの放射線被ばく測定と今後の追跡管理も行なわれることを信じます。何か、少しでも疑わしき放射線被ばく系の発症の場合は、何の審査なく直ちに優先して手厚い医療を受けられるよう、市として動いていただきたい。もちろん市民も協働しなければならない。 そのことを心配するに当り、この防災計画の中に被災から直ちに外部被ばく線量管理のためのスクリーニングシステム、内部被ばく線量管理システムのためにホールボデーカウンター対策を徹底しなければならない。また特に小児にあっては、甲状腺の追跡管理を徹底できる計画としてください。	・被ばくに対する医療については、県が行う緊急時における市民の皆様等に対する健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療へ協力し、市民の皆様の健康を管理する体制を整備してまいります。 また、長期的な健康管理体制についても、心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備してまいります。	B

VII. その他

NO	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応区分
54	P78	[原子力災害対策編] 第4章 第7節 被災者等の生活再建等の支援	[原子力災害対策編] ○賠償問題には、ほとんど泣かされたり、悩まされたのではないのでしょうか。 どうぞ防災計画の最後にでも、避難当初からの対応の仕方を、漏れなくチェック方式で入れていただきたい。	・ご要望として、受け賜ります。	D
55		[その他]	[原子力災害対策編] 初めての事故だ。 ○今回の事故で、あらゆる教訓を活かさなければ、亡くなった方はもちろん世界に対して強く恥じなければならない。そのためには、最低やらなければならないものを優先だてて解決すべきだ。	・市民アンケートや市職員調査、防災会議及びパブリックコメントによる意見等から、今回の事故対応の問題・課題を整理・検証し、今回の震災の教訓として計画に反映しています。また、原子力災害対策については、優先順位を立てて取り組んでまいります。	B
56		[その他]	[原子力災害対策編] ○11月19日の原町区地域協議会でも他委員から発言がありました、原子力災害以外の自然災害、特に近年竜巻や突風災害についても、どうぞ今までの計画書の見直しを急いで頂き、避難訓練に活かしたいものです。	・地震、津波などの自然災害に対する地域防災計画（一般災害対策編・震災対策編・津波災害対策編含む）についても、平成25年度内を目途に作成を進めていますので、それらの見直しの中で竜巻や突風被害に係る避難のあり方についてまいります。	D
57		[その他]	[原子力災害対策編] ○今回、並々ならぬ問題は、放射線量の規制値でした。最初国は5msvを、1msvに変えました。今後も間違いなく1msvでいくのだと再検証（原発に程遠い他県の自然界の線量などと比較）して、決定してください。 そうしなければ、今回のような決め方では原発の近隣は怖いだけで、帰還しない方々も多いのではないのでしょうか。復旧・復興を妨げる大きな要因だ。	・ご要望として、国に伝達いたします。	D

NO	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	対応 区分
58		[その他]	<p>[原子力災害対策編]</p> <p>○今回、並々ならぬ問題は、仮置場の決め方でした。 国に対して、中間処理場と最終処理施設の微動だにしない 決定と施行の徹底強く要求しなければ、市民がいくら協力 して仮置場を決めても何もならないことを認めさせなけ ればならない。 わが市としては、あってはならないが今後のために、ある 程度何か他の有事の際にも使えるエリアを決めておくべ きではないでしょうか。</p>	<p>・ご要望として、国に伝達いたします。</p>	D
59		[その他]	<p>[原子力災害対策編]</p> <p>○今回の被災で分り、今後そうですが、国や県の議員は、こ の被災地に住んでみなければ分らない。災害が発生したと 同時に、住むことを義務付ける法制化が必要だ。</p>	<p>・ご要望として、国・県に伝達いたします。</p>	D